

○ 愛知工業大学学生懲戒規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知工業大学学則第39条及び愛知工業大学大学院学則第30条の規定に基づき、学生の懲戒処分に関して必要な事項について定める。

(懲戒の対象となる行為)

第2条 懲戒の対象となる行為は、次の各号の行為をいう。

- (1) 人権を侵害する行為
- (2) 犯罪行為等、社会の秩序を乱す行為
- (3) ハラスメント行為
- (4) 情報倫理に反する行為
- (5) 学問的な倫理に反する行為
- (6) 本学の教育・研究活動を妨害する等、本学の秩序を乱す行為
- (7) 試験等における不正行為
- (8) 学生の本分に反する行為
- (9) その他、本学の学則及び規程に違反する行為

2 前項各号において別に規程が定められている場合はその規程によるものとする。

(懲戒の種類)

第3条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 退学は、学生としての身分を剥奪するものとする。
- (2) 停学は、一定期間、教育課程の履修及び課外活動を停止するものとする。
- (3) 訓告は、学生の行った非違行為を戒めて反省を求め、将来にわたってそのようなことのないよう書面により注意する。

(停学の期間)

第4条 停学の期間は、無期又は有期とする。

(不正行為)

第5条 試験等において不正行為を行ったと認められる学生に対しては、履修細則第9条の規定により処分するとともに当該学生が在籍する学部の長は厳重注意を行う。

2 複数回不正行為を行ったとき又は悪質な不正行為を行ったときは、懲戒の対象とする。

(懲戒対象行為の確認)

第6条 懲戒対象行為が確認された場合、教学センター長は当該学生等に対する事情聴取等の調査を行い、事実関係を確認する。

2 調査にあたり、教学センター長は事前に学生に対して要旨を口頭又は文書で告知し、当該事実に関する弁明の機会を与えなければならない。

3 当該学生が意見陳述の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由なく欠席又は文書を提出しなかった場合は、当該権利を放棄したものとみなす。

(委員会の設置)

第7条 前条により懲戒対象の行為を確認した場合、懲戒委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、学生委員会委員をもって組織する。

3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(委員会委員長)

第8条 委員会の委員長は、学生委員会委員長をもってあてる。

2 委員長に事故があるときは、学長が指名した者がその職務を代理する。

(審議報告)

第9条 委員長は委員会の審議結果を、懲戒対象の学生が所属する学部長又は研究科長に報告する。

(懲戒処分の決定)

第10条 学部長又は研究科長は、委員会の原案をもとに教授会又は研究科教授会において審議し、その結果を学長に報告する。

2 学長は前項の報告に基づき、懲戒処分を決定し、文書により当該学生に通知する。

3 前項の通知を学生に行った場合は、保証人に対し通知の写しを送付する。

4 懲戒処分を行った場合は、処分内容を学内に告示する。

(無期停学の解除)

第11条 学長は、無期停学の学生について、停学の解除が適当であると認めるときは、委員会において協議し、教授会又は大学院教授会の審議を経て、停学を解除することができる。

(不服申立て)

第12条 懲戒を受けた学生は、懲戒の発効日から2週間以内に明確な証拠を提示して、不服の申立てをすることができる。ただし、期間内に不服申立てができない正当な理由が認められる場合は、その理由が消滅した日から起算して1週間以内に不服申立てを行うことができる。

2 前項の不服申立ては、学長への不服申立書の提出をもって行う。

(不服申立審査委員会)

第13条 学長は、前条の不服申立ての審査を行うため、不服申立審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 副学長

(2) 学長の指名する教職員 若干名

3 審査委員会の長は、副学長とする。

(不服申立ての審査手続)

第14条 審査委員会は、不服申立書に基づき審査を行い、必要と認める場合には、学外有識者の出席を求めることができる。

2 不服申立てをした学生は、書面で意見を述べ、資料を提出することができる。

3 審査委員会は、懲戒の内容が相当であると判断した場合には、不服申立ての却下を求める旨の勧告を学長に行う。

4 審査委員会は、懲戒の内容が相当でないと判断した場合には、懲戒の取消し又は変更を求める旨の勧告を学長に行う。

(不服申立てに対する措置)

第15条 学長は、前条第3項の勧告を受け、不服申立てを却下する決定したときは不服申立てをした学生に通知する。

2 学長は、前条第4項の勧告を受けた場合は、教学センター長に対し、懲戒委員会の協議を経て、新たな懲戒原案を作成するよう指示する。

3 前項の懲戒原案については、教授会又は研究科教授会を経て学長が決定し、不服申立てをした学生に通知する。

(庶務)

第16条 この規程に関する庶務は、教学センター学生課が行う。

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年6月4日から施行する。